

哲学史研究の越境と分業について

——ある推論主義の立場から——

伊 藤 遼

1. はじめに

本稿の目的は、哲学史研究に関してしばしば論じられる二つの問題を取り上げた上で、それらを解決するような哲学史研究の一般的な捉え方を「推論主義 inferentialism」と呼ばれる考えをもちいて提示することである⁽¹⁾。

本稿が取り上げる二つの問題とは、哲学史研究の越境の不可能性と哲学史研究における分業の必要性である。前者は、簡潔に言えば、文化や時代の相違を乗り越えて、過去の哲学者のテキストの意味内容を現代の哲学者が理解することは果たして可能か、という問題である。この問題は、マッキンタイアがかつて指摘したように、(i)「哲学」という学問の領域、(ii)その主な課題、(iii)課題へ取り組む方法論、(iv)そうした取り組みの表現方法、そして何よりも、(v)そうした取り組みにおいてもちいられる諸概念の内容、これらが文化や時代によって相異なるものであるという事実を踏まえれば、切実な問題であるように思われる (MacIntyre 1984, 31-3)。本稿が取り上げるもう一つの問題は、哲学史研究を「合理的再構成」と「歴史的再構成」という目的を異にする二つの営みに区別することはどうしても必要か、という問題である。もし哲学史研究が合理的再構成と歴史的再構成の分業を必要とするならば、哲学史研究はあるジレンマに直面する。哲学史研究を歴史的探求として徹底するならば、テキストに提示される主張の合理性ないし真理性が問題とならないという意味でもはや哲学ではなく、他方、そうした合理性や真理性のために過去の哲学者に彼らが持たなかった概念や信念、議論を帰属させることがあれば、それは歴史的探求としては誤りを含むものとなる。分業の問題とは、このジレンマがいかにして解消されるのか、あるいは、植村玄輝の言葉を借りるならば、哲学史研究はいかにして「哲学的かつ歴史的」な営みであり得るのか、という問題である (植村 2007)。

これらの問題を解決する一つの方法は、ローティが「典範形成 canon formation」と呼ぶ、もう一つの哲学史研究のあり方を実践することであろう (Rorty 1984, 56f.)⁽²⁾。まずもって、分業

(1) 推論主義という立場については、白川 (2021) をぜひ参照されたい。ただし、訳語の選択については、本稿とこの著作は必ずしも一致しない。以下では、適宜、原語と合わせて訳語を導入する。

(2) 邦訳 (富田 1999) では「標準リストの形成」。その他の訳語の選択については邦訳に従った。

の必要性は越境の不可能性に起因する。というのも、現代の哲学者と過去の哲学者のあいだにあるさまざまな相違のために、現代の哲学者が過去の哲学者のテキストを当時の文化や時代に即して理解しながら同時にそれを自らの合理的な探究に関わるものとして扱うことはできないと考えられてきたからである (cf. Skinner 1969, 50; MacIntyre 1984, 31; Rorty 1984, 49)。この点を踏まえて、マッキンタイアは、分業の問題の解決策として、プラトンが提示した諸問題に対する応答として「哲学」を理解することで、諸々の断絶を乗り越えて過去と現代をつなぐ「哲学史」を提案する (MacIntyre 1984)。このように「哲学」という学問に通時的一般性を持つような領域と課題を設定することで一つの「哲学史」を提示する営みが典範形成である。しかし、典範形成による二つの問題の解決は根本的なものではない。それは、結局、なんらかの点において越境が可能となる範囲に「哲学」や「哲学史」の範囲を限定することだからである。実際、マッキンタイアが提案する「哲学史」は、プラトンないし古代ギリシアを端緒としない哲学の歴史（「哲学の世界史」ないし「世界哲学史」）の可能性を排除してしまう。

さて、本稿の目的は、言語表現の「意味」に関する一つの立場である「推論主義」をもちいて哲学史研究がどのような営みであるかを説明することによって、哲学史研究がいかにして越境の不可能性や分業の必要性という問題を回避しているのかを明らかにすることである。本稿のみるところ、これら二つの問題は現実に生じている問題ではない。多くの哲学史研究は、文化や時代の境界を超えて過去の哲学者のテキストの意味内容を解明ないしそれに接近しており、また、多くの哲学史研究は哲学的かつ歴史的な営みとして成立している。越境の不可能性や分業の必要性という問題が明らかにするものは、各々の哲学史研究の不備ではなく、哲学史研究という営みに対する理解の不十分さである。これらの問題を解決するために必要なことは、典範形成という形で哲学史研究を行うことではなく、哲学史研究の営みそのもの、とりわけ、テキストを解釈するという営みに対して適切な説明を与えることである⁽³⁾。本稿では、このテキストを解釈するという営み、言い換えれば、テキストの「意味」を特定しようとする営みに対して、この「意味」なるものを推論主義の立場から捉えることで一つの説明を与える。

以下では、まず、推論主義の二つの基本的な考え、「推論的意味論」と「規範的語用論」を導入した上で、推論主義の旗手であるブランダムがどのようにこれらの考えをもちいて哲学史研究を説明するのかを紹介する (2 節)。次に、ブランダムによる哲学史研究の説明の問題点を指摘した上で、彼とは異なる仕方でも推論主義の二つの基本的な考えをもちいることで、哲学史研究という営みに対して新たな説明を与える (3 節)。そして、この説明を踏まえると、哲学史研究は

(3) こうした説明を提示する近年の試みとして、植村は、主張という行為を主張たらしめる規則 (構成的規則) として (例えば) 「命題を主張するのはそれが真であるときに限る」といった規範があるために、テキストの解釈は過去の再構成と同時にそこに現れる諸命題の (例えば) 真理性の検討が必要になると論じる (植村 2017)。

たしかにある意味で「哲学的かつ歴史的」な営みとして理解できること、そして、そこには越境の可能性は生じないということ、この二つを論じる（4節）。最後に、本稿が提示する哲学史研究の説明は、哲学史研究の意義についてこれまで提示されてきたさまざまな見解と合致するということを指摘する（5節）。

2. ブランドムの推論主義と彼の哲学史観

この節ではまず推論主義という考えを特徴づける二つの基本的な主張を紹介した上で、それをブランドムがどのように哲学史研究の理解へと応用するのかを紹介する。

2.1 推論主義の二つの基本的主張

推論主義の基本的主張の一つは「推論的意味論 inferential semantics」、すなわち、「最も基礎的な意味において、概念的な内容を持つということは、諸々の推論における前提や結論としての役割を果たすことである」というものである（*TMD*, 94; cf. *MIE*, 102, *AR*, 48）。この考えによれば、表現の概念内容は、その表現を含む諸命題が織りなす推論の体系全体によって定まる。ここでの推論は、「実質推論 material inference」と呼ばれるものである。実質推論の「正しさ correctness」は、形式論理学における妥当な推論とは異なり、当の推論の形式ではなく、われわれの言語実践そのものによって定められる。

推論主義のもう一つの基本的主張は「規範的語用論 normative pragmatics」、すなわち、われわれの言語実践は「理由を与え求めるゲーム」を中心とする営みであり、その営みは二つの「規範的地位」と二つの「規範的態度」という観点から理解されるというものである。二つの規範的地位とは、「コミットメント commitment」と「資格保持 entitlement」であり、二つの規範的態度とは「是認 acknowledgement」と「帰属 attribution」である。ブランドムによれば、理由を与え求めるゲームは「主張」という言語行為を進行の単位とする。ある命題を主張するということは、その命題へのコミットメントを明示的に是認するということであり、また、他者はそれを受けて当人にその命題へのコミットメントを帰属させる。ある命題に理由を与えるということは、その命題へコミットする資格を持つということであり、それは、その命題を帰結として持つような実質推論の前提を主張することによってなされる。

ここで強調しておきたいことは、上述の二つの地位や二つの態度は規範的なものであるということである。コミットメントと資格保持は個人の心理的状态ではなく規範的な地位である。例えば、ある者がある命題にコミットしているとき、当人は、状況に応じて、その主張に理由を与えることで擁護したり、あるいはその主張を撤回するという義務を負う。同様に、ここでの是認や帰属といった態度も単なる個人の心理的なそれではなく規範的な態度である。例えば、ある者が他者にある命題へのコミットメントを帰属させるならば、その者は、状況に応じて、その帰属を

擁護したり、あるいは、撤回したりするという義務を負う⁽⁴⁾。

2.2 ブランダム の 哲学 史 研究 理解

この節では、ブランダムが推論主義を特徴づける上述の二つの考えをもちいて提示する、哲学史研究についての説明を紹介する。

ブランダムは、推論主義によって、彼が「ガダマー的自明の言 gadamerian platitude」と呼ぶ、哲学史研究に関わるいくつかの主張が裏付けられると考える。その一つが、意味の文脈相対性である。それは、テキストの「意味とは、ページの上に書かれた諸々の文字と、例えば、それを含む伝統や読者がそのテキストに持ち込む関心や疑問といった、それが据え置かれる文脈との所産である」という考えである (TMD, 93)。推論主義によれば、表現の概念内容とは、実質推論が織りなす体系の中でその表現が果たす役割のことである。そして、実質推論の多くは複数の前提から一つの結論を導くものであるため、ある命題からどのような命題が実質推論によって導かれるかは、その命題と合わせて実質推論の前提となる諸命題の集合に相対的である⁽⁵⁾。ブランダムは、こうした諸命題の集合をその命題の「文脈」と呼ぶ。すると、文脈が変化すれば、各命題からどのような命題が実質推論によって導かれるか、すなわち、推論の体系それ自体が変化することとなり、意味の文脈相対性が帰結することになる⁽⁶⁾。

ブランダムは、意味の文脈相対性のもと、(本稿が呼ぶところの) 歴史的再構成と合理的再構成という二つの相異なる営みがいかにして可能であるかを説明する。彼の議論において、この二種類の再構成に対応するのは、概念内容の「言表的特定 *de dicto* specification」と「事象的特定 *de re* specification」である。前者は、テキストの著者が是認していた諸命題を文脈として補足することによって推論の体系を特定することである。後者は、テキストを解釈する者が事実を表すとみなす諸命題、すなわち、解釈者が是認する諸命題を文脈として補足することで推論の体系を特定することである。哲学史研究において、テキストの著者が是認していた諸命題という文脈が重要であることは当然のことである。しかし、ブランダムによれば、それはあくまでも重要な文脈の一つであり、解釈者が是認する諸命題もまた同様に重要な文脈を形成する。

ブランダムは、言表的特定と事象的特定のあいだの区別が、信念を他者に帰属させる方法に関する一つの区別に対応すると考える。それは「言表的帰属 *de dicto* ascription」と「事象的帰属 *de re* ascription」の区別である。おおざっぱに言えば、言表的帰属とは、他者に帰属させる信念

(4) ブランダムは、信念内容を他者が是認するとみなすという態度 (attribution) とその態度を主張という形で明示化すること (ascription) を区別する (AR, 174)。本稿ではこの二つを訳し分けることなく「帰属」と訳す。

(5) ブランダムによれば、実質推論は必ずしも「単調性 monotonicity」を持たない。したがって、例えば、 p から q を導く実質推論の正しさは、 p と p' から q を導く実質推論の正しさを含意しない。

(6) この議論は、各実質推論の良し悪しが通時的に一定であることを前提する。他方、言表的帰属と事象的帰属の区別を本稿3.1節のように理解することは、実質推論の良し悪しを定める言語実践の多様性を許容する。

を他者がもちいるであろう表現を使って言い表すことであり、事象的帰属とは、他者に帰属させる信念をそうした帰属を行う者がもちいる表現を使って言い表すことである。両者の区別は、われわれが他者に信念を帰属するとき、われわれがコミットメントを是認する部分と他者にコミットメントを帰属させる部分の相違を明示的にするものである。例えば、太陽を神とする宗教の祭司が“God is granting us his beatitude”と発話したとしよう⁽⁷⁾。この発話を聞いた無神論者は祭司に次の二通りの仕方で行うことができる。

- (1) The priest says that God is granting us his beatitude.
- (2) The priest says of the sun and of shining that it is doing that.

この(1)も(2)も that 節の内容を祭司に帰属させるものである。しかし、(2)では、そこでもちいられた of による二つの句によって、無神論者が自ら是認するコミットメントが表現されている。すなわち、“the sun”や“shining”といった表現に関する諸命題へのコミットメントはあくまでも無神論者が是認するものであって、無神論者が祭司に帰属させるものではない。ブランダムは(1)のように、他者がもちいる表現をもちいて他者の信念の内容を言い表そうとすることを言表的帰属、(2)のように、自らがもちいる表現を使って他者の信念内容を言い表そうとすることを事象的帰属と呼ぶ。

さて、ブランダムは、言表的特定と事象的特定のあいだの区別が言表的帰属と事象的帰属のあいだの区別に対応すると考える。すなわち、彼の考えによれば、テキストの概念内容を言表的に特定するとき、解釈者はその著者に特定の信念の言表的帰属を行うのであり、他方、その概念内容を事象的に特定するときには、解釈者はその著者に特定の信念の事象的帰属を行うことになる。テキストの概念内容を言表的に特定するときには、それを著者が受け入れたであろう言葉のみをもちいて言い表すことになるという考えは、スキナーが言語行為論を援用することで提示した、(本稿が呼ぶところの)歴史的再構成という営みに対する説明と合致する。スキナーによれば、思想史研究のあるべき姿は、著者がテキストを記すことで行ったこと(発語内行為)を再構成するというものであり、この営みにおいて、解釈者は著者が受け入れたであろう表現のみをもちいることになる(Skinner 1969)。他方、ブランダムによれば、テキストの概念内容を事象的に特定する際には、解釈者は当のテキストの著者がもちいたであろう表現ではなく、解釈者が諸々の事実を言い表すためにもちいる表現を使うことになる。

また、ブランダムによれば、テキストにおいて主張された命題の概念内容を特定する方法は、言表的特定と事象的特定の二種類のみではない(TMD, 107)。まずもって、文脈のうちには、テ

(7) この例はブランダムが挙げる例(TMD, 101)を修正したものである。

クストの著者が是認する諸命題と解釈者が是認する諸命題の両方を含むものが考えられる。さらに言えば、テキストの著者や解釈者が是認する諸命題のみが文脈を形成するわけでもない。例えば、当のテキストの著者と共通の思想潮流に属していたと考えられる他の論者が是認する諸命題も文脈の一つとなり得る。

ブランダムは、こうした様々な文脈の存在を認めた上で、それらのうちに理論的な優劣はないと考える。解釈者がテキストの概念内容を特定するためにもちいる文脈について自覚的である限り「誤解や混乱が生じる」ことはないのである（TMD, 104）。こうして、彼は、ローティにならって、例えば、言表的特定と事象的特定という二つの相異なる営みはそれぞれが自覚的に行われる限り、本稿の言葉で言えば、それらの営みの「分業」がなされる限り、何の問題も生じないという結論に至る（TMD, 117）。

3. 哲学史研究の一般的説明

この節ではまず、2.2節で紹介したブランダムが提示する哲学史研究の説明に含まれる問題点の一つ指摘する。次に、2.1節で紹介した推論主義の二つの基本的主張をもちいて彼のそれとは異なる哲学史研究の説明を提示する⁽⁸⁾。

3.1 ブランダムの哲学史研究理解の問題点

2.2節でみたように、ブランダムは、テキストの概念内容の言表的特定と事象的特定の区別は、信念の言表的帰属と事象的帰属の区別に対応すると考える。彼にとってこの考えは重要である。というのも、それによって彼は、テキストにおいてなされた主張の概念内容を特定するにあたってテキストの著者が是認しない諸命題に訴えることを正当化するからである。実際、現代の解釈者が正しいと考える諸命題を文脈として補完することで過去の哲学者のテキストの概念内容を特定できるという彼の主張は全く自明なものではない。彼のこの主張は、そうした補完を行うことがテキストの著者に信念を事象的帰属させることに対応するという考えに依拠する。彼は、言表的帰属と事象的帰属の区別は、帰属の対象となる信念についての区別ではなく、信念を帰属させる方法についての区別であると論じる。それゆえ、彼にとって、無神論者が“The priest says that God is granting us his gratitude”という文をもちいて祭司へ帰属させる信念は、“The priest says of the sun and of shining that it is doing that”という文をもちいて行うそれと「同一」である

(8) 推論主義と思想史研究や哲学史研究の関係については、例えば、Marshall (2013) や Harrelson (2014) といった論考がある。前者はブランダムの哲学史研究理解を擁護する。ブランダムの立場とスキナーの立場との対比やブランダムの立場における越境の問題や分業の問題の解消の試みについてはこちらを参照されたい。本稿では、この論考の議論を直接検討することはしない。後者の論考は、推論主義の考えをもとにテキストの概念内容を理解するとしても、ブランダムの哲学史研究理解は帰結しないと論じる。この議論については註(9)を参照されたい。

(TMD, 101-2)。二つの文の違いは、「同一」の信念を祭司へ帰属させる方法の違いに過ぎない。このことは、言表的帰属と事象的帰属の区別が言表的特定と事象的特定の区別と対応すると考えるブランドムにとって、概念内容の言表的特定と事象的特定のあいだの違いは、特定される概念内容の違いではなく、あくまでもその概念内容を特定する方法の違いであるという主張の根拠となる。このようにして、彼は、異なる文脈を補足することはテキストに異なる意味を与えることではなく、テキストが持つ意味に異なる「視点 perspective」を与えることであると主張する(TMD, 93)。そして、このように考えるならば、現代の解釈者が正しいと考える諸命題を文脈として補完することで過去の哲学者のテキストの概念内容を特定することができるという彼の主張はたしかに根拠を持つ。というのも、この考えのもとでは、そうした補完を行うことでテキストを解釈するということは、テキストにその著者が意図した意味とは異なる意味を付与することでは決してなく、あくまでもテキストが持つ意味をその著者とは異なる仕方では特定することであると言えるからである。

本稿のみるところ、言表的帰属と事象的帰属の区別はたしかに信念を帰属させる方法の違いとして理解することができるが、このことをもって、著者の是認する文脈を補完することと解釈者の是認する文脈を補完することの区別は概念内容を特定する方法の違いであると結論することはできない。言表的特定と事象的特定の区別は、言表的帰属と事象的帰属の区別に対応しないからである。とりわけ、テキストの概念内容を事象的に特定することと、テキストに書かれた命題を解釈者がもちいる表現で言い換えることは相異なる作業である。まずもって、前者を行いつつ後者を行わないことは可能である。例えば、17世紀の哲学者による「流体は無限の点の集まりである」という主張に対して、現代の哲学者は公理的集合論の知見をこの主張の根拠として補完するかもしれないが、そのとき当の主張を言い換える必要はない。他方、テキストの文脈として現代の解釈者が是認する命題を補完することなく、テキストに現れる命題を解釈者の語彙をもちいて言い換えることも可能である。例えば、20世紀初頭の哲学者が信念の「原因」と信念を保持する「理由」を区別するとき、科学哲学になじんだ現代の哲学者はこの区別を「発見の文脈」と「正当化の文脈」の区別と言い換えることができる。そして、こうした言い換えは、過去の哲学者がその区別に関して行う議論が科学哲学におけるそれとパラレルなものである限り、科学哲学の知見を文脈として補完することなく可能である。

さらに言えば、言表的特定と事象的特定のあいだの区別と言表的帰属と事象的帰属のあいだの区別は、推論的意味論ならびに規範的語用論の観点からしても相異なるものであるように思われる。

まずもって、推論的意味論の考えに従えば、テキストに現れる命題の概念内容はその命題を含む推論の体系によって定まる。それゆえ、異なる文脈を補完ということは、異なる根拠と帰結の関係、異なる構造を持った推論の体系を構成するということになる。他方、言表的帰属と事

象的帰属にみられる「言い換え」という作業は、二つの推論の体系のあいだの局所的な同型性に関するものと理解できる。事象的帰属とは、本稿のみるところ、ある推論の体系において命題が持つ概念内容の一部をそれと部分的に同型な推論の体系をもちいて言い表すということである。“The priest says of the sun and of shining that it is doing that”という事象的帰属が可能であるのは、太陽を神とみなす祭司の推論の体系において、“God is granting us his beatitude”という命題が持つ根拠と帰結の関係が、無神論者の“The sun is shining”という命題が持つそれと部分的に同型であるからである。実際、これら二つの命題は、例えば、“There is no cloud in the sky”という命題をどちらも根拠の一つとして持つと考えられる。他方、これらの二つの命題が完全にパラレルな根拠と帰結の関係を持つことは必要ない。例えば、もし司祭にとってはある聖典の一節もまた“God is granting us his beatitude”という主張の根拠となるのであれば、“The sun is shining”という命題はそれに対応する命題を根拠として持たないことになる。また、言表的帰属は、このようにみるならば、事象的帰属の特殊例として理解できる。すなわち、言表的帰属とは、ある推論の体系において命題が持つ概念内容をその推論の体系そのものをもちいて言い表すことである。

言表的特定と事象的特定の区別と言表的帰属と事象的帰属の区別のあいだの相違点は、規範的語用論、とりわけ、コミットメントの是認と帰属という点においてより顕著となる。テキストの文脈としてその著者が是認していた諸命題を補完することは、厳密に言えば、解釈者がその著者に帰属させ得る諸命題を補完することである。こうした補完を行うとき、テキストの概念内容は、その著者へ帰属させ得る諸命題のみからなる推論の体系によって決定される。テキストの文脈として解釈者が是認する諸命題、とりわけ、著者へと十分な根拠をもって帰属させることができない諸命題を補完することは、著者へ帰属させ得る諸命題とそうでない諸命題の両方からなる推論の体系、著者と解釈者のコミットメントが入り混じった推論の体系を構成することである。他方、信念の言表的帰属や事象的帰属を行う場合には、推論の体系に対するコミットメントの混在は生じ得ない。これらの帰属は、著者に帰属させる推論の体系と解釈者が是認する推論の体系のあいだの局所的な同型性の主張として理解できるからである。

ブランダムは、解釈者が是認する諸命題を文脈として補完する際に生じる、著者と解釈者のコミットメントが入り混じった推論の体系を特に問題があるものとは考えない。むしろ彼はそうした推論の体系に対して著者と解釈者が「相互的な権威 reciprocal authority」と「相互的な責任 reciprocal responsibility」を持つと述べる（*TMD*, 108）。この主張の根拠は彼が挙げる例にみとれる。それは、大佐が兵卒たちに「24時間以内に川を渡れ」と命じたとき、この命令を実行するために60本の木を切り倒すことが必要であるとすれば、大佐は兵卒たちに事実上「60本の木を切れ」という命令を下したことになる、というものである（*TMD*, 102）。ブランダムは、この例において、大佐と兵卒は60本の木を切ることに「相互的な責任」を負うと考えるのであろう。

しかし、この例をもって、テキストの概念内容を特定するにあたって解釈者が是認する諸命題を補完することで著者と解釈者の「相互的な責任」が生じると結論することはできない。上の例を素朴に理解するならば、それは、結局のところ、大佐に「60本の木を切る必要がある」という命題を帰属させる根拠が十分にある場合だからである⁽⁹⁾。上の例において大佐が60本の木を切ることに「相互的な責任」を負うと考えられるのは、「部隊が川を渡るためにはしばしば木を切る必要がある」という信念を大佐が持つと容易に想定できるからである。別の例を考えよう。大佐が「24時間以内に川を渡れ」と兵卒に命じたところ、兵卒は敵が占拠する近くの橋を渡る以外に方法はないと考えて、敵に投降してしまったとしよう。この場合、兵卒のこの考えが実際に正しいものだったとしても、大佐には「そんなことをやれとは言っていない」という資格があるように思われる。言い換えれば、大佐は兵卒の投降に対して「相互的な責任」を負うとは言いにくい。それは、「部隊が川を渡るためにはしばしば敵に投降する必要がある」という信念を大佐が持つとは考え難いからである。二つの例において、兵卒が自らの行為（すなわち、60本の木を切ること、あるいは、敵に投降すること）が必要であると信じるという点（さらに言えば、それらの信念が真であるという点）は同じである。二つの例の違い、言い換えれば、大佐の責任の有無は、大佐を取り巻く状況、より正確に言えば、大佐に帰属させ得る諸命題に依存するのである。同様に、テキストの著者へある命題へのコミットメントを帰属させることができるか否かは、つまるところ、解釈者がある命題を是認するか否かではなく、その著者を取り巻く状況、その著者へ帰属させ得る諸命題に依存する。解釈者がこれらを考察することなく自らが是認する諸命題を文脈としてテキストの概念内容を特定するとき、著者は十分な資格を持って「そんなことは言っていない」と言えるのである⁽¹⁰⁾。

3.2 推論主義にもとづく哲学史研究の説明

この節では、哲学史研究がどのような営みであるか、ブランダムとは異なる仕方では推論主義の基本的な考え方をもちいることで説明する。その説明は、テキストから取り出す推論の体系に著

(9) Harrelsonによれば、哲学史研究の例と大佐の例を同様に扱うことは、哲学的な意見と知覚的な事実と同様に扱うことであり、哲学における意見の不一致が持つ「繊細さや歴史的なニュアンス」を無視することである (Harrelson 2014, 596-8)。この論点は、大佐の例では、実際に時間内に川を渡るために60本の木を切る必要があるという想定、すなわち、兵卒が是認する「60本の木を切る必要がある」という命題が真であるという想定がなされているが、哲学史研究の場合には、解釈者が是認する命題が真であると一般的に想定することはできないというものである。ただし、ブランダムにとって、命題が真であることとそれが是認されることの違いにたつまる点差はない (TMD, 101)。他方、本稿が以下で提示する論点は、兵卒／解釈者が是認する命題の真偽ではなく、大佐／著者に対して当の命題を帰属させる十分な根拠の有無に関するものである。

(10) ブランダムは、人がある命題を主張するときその命題から実質推論によって導かれる命題に「否応無しに willy nilly」コミットすると述べる (MIE, 507)。これは、コミットメントが規範的地位であることを踏まえれば一見当然のことである。しかし、実のところ、これは、主張を行う者とその人にコミットメントを帰属させる者が属する言語実践において当の実質推論の良さが疑問視されないような場合に限られるように思われる。

者と解釈者のコミットメントの混在を避けるという点において、ブランダムのそれよりも解釈者の責任に厳密なものであり、また、推論の体系間の局所的同型性に基づく言い換えを認める点でスキナーのそれよりも哲学史研究の多様性を許容するものである。

本稿のみるところ、哲学史研究の対象となるテキストにおいてある表現が持つ概念内容は、次の二つによって規定される推論の体系によって定まる。

(A) テキストが提示する根拠と帰結の関係

(B) テキストの著者が属した共同体における表現の一般的使用法に基づく根拠と帰結の関係

言い換えれば、テキストの概念内容はその内に示される根拠と帰結の関係と諸々の表現がテキストの外で当時持っていた使用法に基づく根拠と帰結の関係、これら二つが定める推論の体系によって定まるということである。前者と後者が合致しない場合には、一般に、前者が当のテキストの概念内容を定める推論の体系の一部となると考えられる。また、テキストの著者が複数の共同体に属する場合には、表現に応じて異なる共同体における一般的使用法が関係するという点もあり得る。

このように考えるとき、本稿は推論的意味論を独特な仕方では採用することになる。上述の考えは、テキストに現れる各表現の概念内容はその表現がある推論の体系において果たす役割であるとする点で推論的意味論の立場に立つ。各表現が持つ一般的使用法についても、それが根拠と帰結の関係に現れる限りにおいて、テキストにおけるその表現の概念内容の決定に関わると考える。しかし、そうした一般的使用法を根拠と帰結の関係のみによって十全に決定できるか否か、さらに言えば、そういった使用法が「指示」や「表象」といった概念を前提することなく説明されるか否かという点について、本稿は立場をとらない。

このようにテキストの概念内容を理解するとき、哲学史研究は次のように説明される。すなわち、各々の哲学史研究とは、解釈者が(A)テキストから読み取れる根拠と帰結の関係と(B)テキストにおいてもちいられる表現の一般的使用法に基づく根拠と帰結の関係、この二つをテキストの著者へ帰属させることによって、その概念内容を特定する試みである。このとき、テキストの「解釈」とは、解釈者が再構成する特定の(A)と(B)のことである。テキストを「解釈する」とは、特定の(A)と(B)をその著者へと帰属させることである。

さらに加えるならば、このようにして得られた解釈は、解釈者の語彙をもちいて言い表すことができる。これは、著者に帰属させる体系と解釈者が是認する体系のあいだの局所的な同型性を指摘するという点、言い換えれば、ブランダムが言う信念の事象的帰属を行うということである。ただし、このことは、前節で論じたように、解釈者が是認する諸命題をテキストの著者へ帰属させる推論の体系に組み入れることとは全く異なる。信念の事象的帰属を行うということは相

異なる二つの推論の体系を同型性の成り立つ範囲で「行き来」することであって、二者のコミットメントが混在する一つの推論の体系を構成することではない (cf. *TMD*, 93)。

4. 越境の可能性と分業の不要性

この節では、前節で提示した哲学史研究の説明を踏まえて、いかにして哲学史研究が越境するのか、そして、いかなる点において哲学史研究は「哲学的かつ歴史的」であるのか、説明する。まずは後者の問いを扱う。

4.1 分業の不要性

この節では、哲学史研究の説明のもとで、歴史的再構成と合理的再構成という二つの営みがどのように理解されるのかを確認することを通じて、両者の分業が不要であると論じる。

まずもって、一般に「歴史的再構成」と呼ばれる営みは、テキストを解釈するにあたって、著者へ歴史的・文献学的な根拠をもって帰属させ得る諸命題のみをもちいた推論の体系を構成する営みとして理解できる。ただし、この営みは、その体系に現れる諸命題の概念内容を解釈者が受け入れる推論の体系をもちいて言い換える作業と両立する。哲学史研究は、スキナーの考えるように、著者が受け入れたであろう語彙のみをもちいて著者の発語内行為を再構成するという営みである必要はない。とはいえ、こうした言い換えの作業、すなわち、著者へ帰属させる推論の体系と解釈者が是認する推論の体系のあいだの局所的な同型性を確立するという作業は、依然として、特定の推論の体系を著者へ帰属させるという営みを前提する。

また、上述の哲学史研究の説明が正しいとすれば、一般に「合理的再構成」と呼ばれる営みには二種類あることになる。帰属という規範的態度を全うするものとそうでないものである。一般に「合理的再構成」と呼ばれる営みは、解釈者がある命題を是認するということを根拠として、その命題へのコミットメントをテキストの著者へ帰属させる営みとして理解できる。こうした営みそれ自体には、上述の哲学史研究の説明からすれば問題はない。ただし、この営みは、解釈者がテキストの著者へのコミットメントの帰属という規範的態度をとることで成立する。したがって、そうした帰属に対する異議が提出されたとき、解釈者は、異議に対する再反論を行うという形で、あるいは、当の帰属を撤回するという形で、応答する義務がある。そうした義務が果たされる限り、解釈者が是認する諸命題をテキストの著者へ帰属させることに問題はない。逆に、そうした義務を果たさないということは文字通り「無責任」な行為である⁽¹¹⁾。合理的再構成を行う解釈者が自らの解釈に対して異議が提出されたときになすべきことは、解釈者と著者が相互的

(11) Beane (2020) は合理的再構成の営みがしばしばテキストへ帰属させる諸命題への文献学的な裏付けを欠くと批判する。彼がそうした裏付けのない合理的再構成に「不誠実 *disingenuous*」という表現をもちいることは本稿の見解からすれば的を射た批判であると言える。

な責任を負うのだと論じることで、解釈者の営みは実は「哲学史研究」ではないとノミナルに開き直すことでなく、当の異議に対して応答することである。

さらに言えば、解釈者がある命題を是認するという事実は、その命題へのコミットメントをテキストの著者へ帰属させる根拠としては、十分なものではない。大佐と兵卒の例でみたように、大佐になんらかの命題へのコミットメントを帰属させることができるか否かは、つまるところ、兵卒がこの命題を是認するか否かには依らず、大佐を取り巻く状況、大佐に帰属させ得る諸命題に依る。同様に、テキストの著者にある命題へのコミットメントを帰属させることができるか否かは、その著者を取り巻く状況、その著者に帰属させ得る諸命題に依存する。そして、もし解釈者が是認する諸命題をテキストの著者へ帰属させる十分な根拠が見つからないのであれば、解釈者はその点をもってテキストを批判すれば良いのである (cf. 松田 2017)。

さて、以上を踏まえると、哲学史研究は二つの点で「歴史的」な営みであることがわかる。まずもって、哲学史研究が特定の推論の体系をテキストの著者へと帰属させる営みである限り、その帰属という規範的態度を全うするためには、歴史的・文献学的な考察が重要となるという点である。テキストの著者へある命題へのコミットメントを十分な根拠をもって帰属させるためには、その著者を取り巻く状況、その著者へ帰属させ得る諸命題を検討することが必要である。そして、こうした検討は、テキストの著者が過去の存在である以上、歴史的・文献学的なものとならざるを得ない⁽¹²⁾。解釈者がある命題を是認するという事実は、その命題をテキストの著者へ帰属させる根拠として、歴史的・文献学的事実に優先することはない。

哲学史研究が「歴史的」であるもう一つの点は、テキストの概念内容を確定させるためには、そこに現れる表現がその著者が属する共同体において一般的にどのように使用されていたのかを知る必要があるという点である。本稿のみるところ、現代のわれわれが近年に書かれた哲学書を読むことと例えば17世紀に書かれた哲学書を読むことは、テキストに提示された根拠と帰結の関係を特定するという点では変わらない。しかし、両者は、それらの書物においてもちいられる表現の一般的使用法と現代のわれわれの使用法が一致するか否かという点において異なる。過去の哲学者に帰属させ得る推論の体系を構成するためには、その哲学者が属したさまざまな共同体における諸表現の一般的使用法を考察することが必要である。この点においても哲学史研究は「歴史的」な営みである。

他方、本稿が提示する哲学史研究の説明に従うならば、哲学史研究はある点において本質的に「哲学的」である。それは、哲学史研究が必ずテキストに提示される根拠と帰結の関係を特定す

(12) さらに言えば、テキストそのものの「範囲」を特定するという作業も歴史的である。もちろんテキストとは特定の本や論文、草稿のことであるが、哲学史研究では、当の本や論文における表現が持つ概念内容を特定するにあたって、その著者が記した他の著作や書簡を参照することがある (cf. 植村 2017)。こうした作業は「テキスト」の範囲を拡張することで、その著者へ帰属させる推論の体系を特定する営みとして理解できる。

るという作業を含むという点である。本稿のみるところ、ブランダムが、哲学のテキストを読むにあたって重要なものは、推論の体系によって定まる概念内容であると主張するとき、彼は正しい (TMD, 94)。本稿は、テキストが持つ一般的な意味内容のうち推論の体系が定める概念内容の特定を哲学史研究の課題とみなす。そして、テキストに現れる各表現の概念内容をその表現が根拠と帰結の体系において果たす役割と同一視するならば、テキストを解釈するという営みはそこに提示される主張の「合理性」の検討を免れることはない。

テキストの意味内容がそこに提示される根拠と帰結によって主に定まるという点をもって、哲学史研究を「哲学的」と形容することは不自然なことではない。一つに、この点は、哲学史研究と歴史学の差異を説明するからである。歴史学が扱う史料の意味内容がそこに提示された推論の体系によって定まると考えることは難しい。あらゆる史料から根拠と帰結の関係を読み取ることができるわけではない。また、史料の意味内容を特定するためには、史料に現れる固有名が何を表すのかを特定する必要がある。歴史学の営みを理解するためには、推論主義が不得手とする「指示」や「表象」といった現象を考察する必要があるということである。加えて、テキストの概念内容が根拠と帰結の関係によって定まるといふ哲学史研究の特徴は、哲学史研究と科学史研究のあいだの連続的な差異を説明する。近代以前の自然哲学のテキストと現代の自然科学の論考のあいだの差異は、それぞれに現れる表現の概念内容が著者に帰属される根拠と帰結の関係によって定まる度合いの差として理解できるからである。実際、思弁的な自然哲学のテキストを現代の自然科学の論考と比べるならば、後者に現れる諸表現の概念内容は、その著者が提示する根拠と帰結の体系よりも、その著者が属する学問領域（科学者の共同体）における一般的使用法によって定まるところがはるかに大きいように思われる。すると、文章の概念内容がそこで提示される根拠と帰結の関係によって定まる度合いに応じて、その文章を読み解く作業がどれほど「哲学的」であるかが定まると言える⁽¹³⁾。

とはいえ、ここでの「哲学的」という表現には注意が必要である。このように理解された哲学史研究は、特定の学問領域と特定の課題をもって「哲学」を定義する、典範形成の営みではないからである。この点については以下で越境の問題と合わせて論じる。

4.2 越境の可能性

この節では、マッキンタイアが挙げる五つの事柄の歴史相対性、すなわち、(i)「哲学」という学問の領域、(ii)その主な課題、(iii)方法論、(iv)表現方法、(v)諸概念の内実、これらの歴

(13) 本稿で詳しく論じることはできないが、数学的な推論と本稿の意味における「哲学的」な推論の差異は、演繹的でない実質推論（コミットメント保存的ではない推論）を許容するか否かという点に求められるように思われる。こうした区別が可能であれば、数学史研究と哲学史研究とのあいだの差異は、そこでもちいられる実質推論の性質の差異によって説明され得る。

史相対性を哲学史研究はいかにして乗り越えることができるのかを説明する。結論を先取りして言えば、これらの歴史相対性は、本稿の意味におけるテキスト解釈を不可能にするようなものではないということになる。

この点を説明するにあたってまずは、「哲学」という用語には二つの特殊な使い方があることを指摘したい。それは本稿が「限定的」な用法と「非限定的」な用法と呼ぶものである。前者の用法で「哲学」という語を使用するということは、特定の伝統、問題設定、あるいは、探究の方法をもつ研究のみに「哲学」を限定するという意図を持ってその語をもちいるということである。この用法は「哲学 philosophy」という語の「尊称的用法 honorific use」とローティが呼ぶものにあたる (Rorty 1984, 58)。そして、ローティによれば、「哲学」という語が持つこうした用法は、典範形成としての哲学史研究と結びつく。というのも、特定の伝統、問題設定、探究の方法をもって「哲学」なるものが特徴づけられると主張するとき、その根拠は、そうした伝統や問題設定、探究の方法の歴史性に求められるからである。他方、「哲学」という語を非限定的な仕方でもちいることは可能である。それは、「哲学」なるものが厳密にどのようなものかを一旦措いて、さまざまな論者が過去に限定的な意図をもって提示したさまざまな「哲学」の各々をどれも「哲学」として許容するという用法である。言い換えれば、「哲学」という語を非限定的な意図をもってもちいるということは、「哲学」なるものがどのような伝統を持つのか、どのような問題に取り組むのか、あるいは、どのように探究をなすのか、これらの問いに特定の答えを与えるのではなく、これらの問いに対して過去に与えられた様々な答えをどれも原則として認めるということである⁽¹⁴⁾。

さて、本稿が哲学史研究はテキストの意味内容をそこで提示された推論の体系として取り出すという点において「哲学的」であると形容するとき、それは「哲学」という語を非限定的な用法でもちいている。根拠と帰結の体系を特定することによってテキストの概念内容を明らかにすることができる限りにおいて当のテキストは哲学史研究の対象となり得る。このとき、テキストの著者が特定の伝統、特定の問題設定、特定の探究方法を受け入れているか否かは問題ではない⁽¹⁵⁾。

このようにみると、哲学史研究が本稿の意味において「哲学的」であるとしても、そのことによって、(i)「哲学」という学問の領域、(ii)その主な課題、(iii)探究方法がそれぞれ歴史相対的であるという事実が哲学史研究に超えられない境界を与えることはないということがわかる。

(14) ローティは、典範形成と「知の歴史 intellectual history」を対比させる (Rorty 1984, 68-71)。ローティにとって「知の歴史」とは「哲学」なるものに関する特定の典範を前提することなく、過去のさまざまな知識人たちの営みと彼らと社会との関わりを描写するものである (Rorty 1984, 68)。

(15) 本稿のように「哲学」の歴史を説明することにも限定的な側面はある。根拠と帰結の関係を帰属させることのできない文章は哲学史研究の対象とならないということを含意するからである。ただし、このことはそういった文章を何らかの限定的な意味で「哲学的」に取り扱うという可能性を排除するものではない。

これら三つの歴史相対性は限定的な意味での「哲学」の歴史相対性であり、他方、哲学史研究が「哲学」の歴史の研究であるのは非限定的な意味においてだからである。もちろん、これらの歴史相対性はテキストの概念内容を特定する際の困難の原因となることはあり得る。しかし、そうした困難は、このあと述べるように、解決不可能な問題ではない。

また、(iv)表現方法の歴史的相対性は、本稿のように哲学史研究を理解する限り、その越境を妨げるものではない。テキストがどのような仕方で推論の体系を提示するにしても、その体系を特定することそれ自体は可能だからである。例えば、パークリの『ハイラスとフィロナスの対話』の概念内容を特定しようとする者はそこに『人知原理論』が提示するものとよく似た推論の体系を見出すことができるだろう。

さて、(v)概念内容の歴史相対性は、推論的意味論の観点からすれば、推論の体系の歴史相対性であり、これはさらに、規範的語用論の観点からすれば、言語実践の歴史相対性である。本稿4.2節の説明を踏まえると、この歴史相対性から生じる困難は、次の二つの場合に分類できる。すなわち、(a)テキストが提示する、主張の根拠や帰結が解釈者にそれとして認識されない場合と(b)テキストの著者が属した共同体における特定の表現の一般的使用法を解釈者が知らない場合である。(a)については、例えば、テキストの著者が解釈者の知らない立場を批判するという場合が挙げられる。この場合、テキストの著者が所与の命題 p から帰結すると考える命題 q 、すなわち、批判の対象となっている立場と相容れない命題 q を解釈者が命題 p の帰結として認識できないということが起こり得る。解釈者は著者が命題 q を主張しようとしているとそもそも想像できないからである。(b)については、ある表現が著者の属した学問領域や思想潮流において持つ専門的な使用法を解釈者が知らない場合と、ある表現が著者の属した文化圏において持つ日常的使用法を解釈者が知らない場合が考えられる。(a)は、(ii)テキストの著者が取り組んでいた主な課題や(iii)その探究の方法について、(b)は、(i)テキストの著者が属していた当時の学問領域について、それぞれ現代の解釈者が十分な知識を持たないときに起こりやすいように思われる。

とはいえ、(a)や(b)が起こり得るということは、テキストの提示する推論の体系を解釈者が特定することを不可能にするものではない。まず(a)について言えば、主張に対する根拠と帰結という図式そのものは普遍的であるということを描きおきたい。上で説明したように、テキストが提示する推論の体系の細部を解釈者が捉え損ねるということはもちろんあり得る。しかし、テキストが提示する推論の体系の一切を解釈者が捉え損ねるという可能性は現実的ではない。また(b)については、歴史的探究の積み重ねを忘れてはならない。マッキンタイアやローティが越境の問題を論じるとき、彼らはどうも現代の解釈者が現代と断絶した過去の哲学者のテキストと突如向き合うような状況を想定しているように思われる。しかし、現実には哲学史研究が常にこうした状況に置かれているわけではない。現代に生きる解釈者は、テキストに現れる表現がかつ

て持っていた使用法について、それが専門的なものであろうと日常的なものであろうと、先行研究を手がかりにすることができる。もちろん、こうした研究の積み重ねが十分ではないテキストも存在する。しかし、このことがただちに、テキストに現れる表現の使用法を確定させることができないということを意味するわけではない。この場合にも、そうした使用法についての歴史的研究を積み重ねてゆくことが十分に可能だからである。

このようにみると、哲学史研究において現代の解釈者が過去の著者へ特定の推論の体系を帰属させることを不可能とするものはない。哲学史研究は、主張の根拠と帰結を考察するという哲学的な営みの普遍性と歴史的探究の積み重ねのおかげで、そうした帰属につきまとう困難を乗り越えることが可能なのである。

5. 哲学史研究の意義

哲学史研究が持つ意義については、多くの論者がさまざまな見解を提出している。そうした論者の多くは自ら哲学史研究に従事する者であり、彼らが提出する各々の見解は少なからず自らの哲学史研究の対象や方法と合致するもの、あるいは、それらを正当化するものである。本節の目的は、そうした多様な見解の是非を一つ一つ検討することではなく、本稿が提出する哲学史研究の説明はそうした多様な見解とそれぞれ合致するというを示すことである。以下では、哲学史研究が持つ意義について、多くの論者が支持する見解や近年国内の論者が提示した見解を、それぞれ本稿の提示する哲学史研究の説明においてどのように可能となるのかという点と合わせて順に紹介する。

哲学史研究が持つ意義としておそらく最もわかりやすいものは、現代の相対化の契機となるという点である (e.g. Skinner 1969; Taylor, 1984; Harrelson 2014)。哲学史研究、とりわけ特定の思想潮流の創始者に対する研究は、現代において暗黙の前提となっている問題設定、方法論、概念に対するオルタナティブを提示することがある。本稿が提示する哲学史研究の説明を踏まえれば、こうした相対化の契機は、テキストが提示する根拠と帰結の関係を探る中で解釈者が想像さえしなかったような命題が根拠ないし帰結として体系の中に発見されること、また、テキストにおいてもちいられる表現が当の共同体において持った一般的使用法を明らかにする中で解釈者が自明視するような前提が覆されることから得られると言える。

また、哲学史研究は「独自の理性的反省を展開するための有効な〈地固め〉あるいは〈助走〉として機能する」(松田 2017, 11)。実際、哲学史研究によって数多くの「理性的反省」の名手たちから「助走」のパートナーを選ぶことが可能になる。そして、哲学史研究のこうした意義については、本稿が提示する哲学史研究の説明を踏まえれば、われわれは理由を与え求めるという作業をテキストの解釈を通じて学ぶことができると考えられる。テキストを解釈ということは、そこから根拠と帰結の関係を再構成するというに他ならないからである。

また、哲学史研究は、過去の哲学者と現代の哲学者の橋渡しを行うという側面を持つ。こうした橋渡しを行うこと、言い換えれば、現代の哲学者に「先哲の思想内容へのアクセスを可能にする」ことは、現代の哲学者にとって有用であるという点で意義を持つ（川瀬 2020）。さらに言えば、こうした橋渡しによって、過去の哲学者のテキストは現代の哲学者が自らのプロジェクトを実行するにあたって参照する「先行研究」の一つとなるのであり、この点においても哲学史研究の意義はある（稲岡 2021）。そして、本稿のみるところ、こうした橋渡しを行うということは、過去の哲学者のテキストに帰属させる推論の体系と現代の哲学者が受け入れる推論の体系のあいだに局所的な同型性を見つけるということである。そして、この点において、哲学史研究に終わりはない（cf. MacIntyre 1984, 33）。「現代」の哲学者が受け入れる推論の体系は変化する。それに応じて新たな橋が必要になる。この点は、哲学史研究の越境が表現の一般的使用法に対する歴史研究の積み重ねを要するという点と合わせて、哲学史研究という営みを繋いでゆくことの重要性を示唆する。

謝辞

本稿の執筆にあたっては、五十嵐涼介氏、上ヶ谷友佑氏、植村玄輝氏、大谷洋貴氏、澤田和範氏、白川晋太郎氏、高木俊一氏、橋英希氏、西山達也氏、眞鍋智裕氏、森岡正博氏、森由利亜氏から草稿について頂戴したコメントや質問を参考にした。お礼を申し上げます。

文献

- Beany, M. (2020) "Two Dogmas of Analytic Historiography", *British Journal for the History of Philosophy*, vol.28, no.3, 594-614.
- Brandom, R. (1984) *Making It Explicit*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press. [MIE]
- (2000) *Articulating Reasons—An Introduction to Inferentialism*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press. (『推論主義序説』、斎藤浩文訳、春秋社、2016年。) [AR]
- (2002) *The Tales of the Mighty Dead*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press. [TMD]
- Harrelson, K. J. (2014) "Inferentialist Philosophy of Language and the Historiography of Philosophy", *British Journal for the History of Philosophy*, vol. 22, no. 3, 582-603.
- MacIntyre, A. (1984) "The Relationship of Philosophy to Its Past", in Rorty, R. et. al. (1984), 31-48.
- Marshall, D. (2013) "The Implications of Robert Brandom's Inferentialism for Intellectual History", *History and Theory*, vol. 52, no. 1, 1-31.
- Rorty, R. (1984) "The Historiography of Philosophy: Four Genres", in Rorty, R. et. al. (1984), 49-76. (『哲学史の記述法—四つのジャンル』、『連帯と自由の哲学』 富田恭彦編訳、岩波書店、1988年。)
- Rorty, R., Schneewind, J. B. & Skinner, Q. (eds.) (1984) *Philosophy in History*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Skinner, Q. (1969) "Meaning and Understanding in the History of Ideas", *History and Theory*, vol. 8, no.1, 3-53. (スキナー「思想史における意味と理解」、『思想史とは何か』 半澤孝磨・加藤節編訳、岩波書店、1999年。)
- Taylor, C. (1984) "Philosophy and Its Past", in Rorty, R. et. al. (1984), 17-30.

稲岡大志（2021）「モノドとしての哲学史研究」、『フィルカル』、6-1号、188-208頁。

植村玄輝（2017）「哲学史研究は哲学的かつ歴史でありえるのか—過去の主張についての規範的探究という観点からの提案」、『哲学』（日本哲学会）、68号、28-44頁。

川瀬和也（2020）「哲学史研究は哲学研究でも歴史研究でもない」、『フィルカル』、5-3号、198-214頁。

白川晋太郎（2021）『ブランダム 推論主義の哲学』、青土社。

松田克進（2017）「哲学史研究の哲学的意義—哲学史との間合いの取り方」、『哲学』（日本哲学会）、68号、9-27頁。